

鳥取県告示第569号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年9月8日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社ハピネ ライフケア鳥取	米子市錦町三丁目77	ハピネヘルパー ステーション倉 吉	倉吉市上井359 - 9	居宅介護 重度訪問介護	平成21年6月30 日